

申請期限は令和3年2月26日(金)まで

# 被災住宅 修繕緊急支援制度

● 昨年の台風15号からの一連の災害で、被災した住宅の屋根や外壁などの修繕工事について、費用の一部が補助されます。

● 対象要件  
● 昨年の台風15号からの一連の災害で、り災証明書の判定結果が、半壊か一部損壊である  
● 被災住宅に現に居住している  
● 自らの資力で修繕

● 工事することが困難である  
● 対象工事／被災した住宅の屋根や外壁など、日常生活に必要な可欠な部分の工事で20万円以上のももの  
● ※被災以降に工事を行い、すでに完了しているものも対象です。

● 補助金額／対象工事の合計金額の20%以内で50万円まで  
● ※判定基準や支援金額の詳細は、窓口で確認してください。

● 申請期限／令和3年2月26日(金)  
● 持ち物／り災証明書の写し、被害の状況が分かるカラー写真、工事業者の見積書、印鑑

申し込み・問い合わせ先

都市整備課建築住宅班

☎62・5895



## 新型コロナウイルス感染症 関連支援情報

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少した世帯や中小事業者などは、税の減免を受けることができます。対象になる場合は、申請期限までに手続きしましょう。

### 国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少した世帯などは、国民健康保険税の減免を受けることができます。  
**対象**／●新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯主が死亡または重篤な傷病を負った世帯 ●新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯主の給与や事業収入などの年間収入額が30%以上減少するなど、一定の要件を満たす世帯  
**申請書類**／国民健康保険税減免申請書、事業収入等申告書、令和元年中と令和2年中の収入額が分かる書類など  
※申請書などは市ホームページからダウンロードできるほか、電話で請求することができます。  
**申請期限**／令和3年3月31日(水)  
**申請方法**／申請書類に必要事項を記入し、税務課に郵送するか、持参してください。

申し込み・問い合わせ先  
〒289-2595 旭市二の1920  
税務課課税班(☎62-5321)

### 中小事業者などの固定資産税・都市計画税の減免

中小事業者などが所有する償却資産や事業用家屋にかかる、令和3年度分固定資産税・都市計画税が減免されます。  
**対象**／新型コロナウイルス感染症の影響で、2月から10月の任意の連続する3か月の売り上げが、前年同月と比較して大幅に減少した中小事業者など  
**減免額**／●30%以上減少した場合：2分の1の額 ●50%以上減少した場合：全額  
**申請書類**／固定資産税・都市計画税特例申告書(認定経営革新等支援機関等の確認を受けたもの)、支援機関などで確認時に提出した書類の写し  
**申請期限**／令和3年2月1日(月)消印有効  
**申請方法**／申告書に必要事項を記入し、税務課に郵送するか、持参してください。

申し込み・問い合わせ先  
〒289-2595 旭市二の1920  
税務課資産税班(☎62-5323)